

文教委員会資料①

2 所管事務の調査（報告）

- (1) 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」の改正等について

資料1 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」の改正について

資料2 パブリックコメント手続資料

参考資料1 地域型保育事業の主な認可基準について

参考資料2 川崎市家庭的保育事業実施施設一覧

こども未来局

（平成30年6月18日）

「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」の改正について

1. 条例改正に至る経過

本条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型、C型、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設備及び運営に関する基準等を定めているものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）を踏まえ設定しています。

今回、「平成29年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受け、改正省令が本年4月27日に公布、施行されたため、本市においても必要な改正を行うものです。

3. 改正内容

1 「代替保育」の提供先の緩和

- 家庭的保育事業等では、連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園に限る）を確保しなければなりません。（平成31年までの経過措置あり） ※市内全施設の連携施設確保済
- 今回、代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業から確保することが可能となります。

<家庭的保育事業等が確保すべき連携機能>

(1) 卒園後の受入先の確保
(2) 保育内容の支援（交流保育、健康診断、園庭開放、保育の助言等）
(3) 代替保育（※）の実施

※家庭的保育者が病気などの際に、連携施設において保育を提供する。

<連携施設種別>

← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園 小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※

※家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、その他市町村が適切と認める事業所も可能とする。

要件

- ① 保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難
- ② 代替保育の実施により本来事業の実施に支障が生じない
- ③ 代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確

2 既存事業者の「自園調理の原則」の適用猶予期間を5年から10年に延長

- 認可保育所では、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、除去食の提供、体調不良時のメニュー変更等の臨機応変な対応等の必要から自園調理が原則です。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則ですが、新制度開始時に認可事業として位置づけられた際、自園調理を行っている既存事業者は全国で半数程度でした。
- そのため、既存事業者には、自園調理の原則の適用を5年間猶予していましたが、設備の確保等が困難な実情があることから、猶予期間を10年（平成36年度末まで）に延長します。

3 「自園調理の原則」はあるが、外部搬入の容認範囲を拡大

外部搬入については、責任の明確化等を条件として、次の①、②からの搬入が容認されていました。

- ① 連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園
- ② 系列事業所等

しかし、家庭的保育事業者の約9割は個人事業主であり、自宅で保育を提供していることを鑑み、5つの要件の遵守が前提（※）ですが、次の③からの外部搬入が可能となります。

- ③ 保育所等に食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者

※5つの要件の遵守が前提：

- ① 責任の明確化・契約内容の確保
- ② 栄養士による必要な配慮の実施
- ③ 適切な外部搬入事業者の確保
- ④ 発達段階・アレルギー等への十分な配慮
- ⑤ 食育計画に基づく食事の提供

4. スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
・厚労省令の改正 (4/27 公布・施行)		・文教委員会での報告(6/18) ・児童福祉審議会での報告	・パブリックコメント手続 の実施(7/2～8/1)	→ 30日間実施	・条例改正議案の上程(予定)

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について — 市民の皆様から意見を募集します —

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成30年4月27日に公布され、同日に施行されたことに伴い、本市で制定している「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」について一部を改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

平成30年7月2日（月）から8月1日（水）まで
※郵送の場合：8月1日（水）当日必着
※持参の場合：8月1日（水）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

- (1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
 - (2) 各区役所市政資料コーナー
 - (3) こども未来局子育て推進部保育課、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）
- ※ この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

平成30年9月上旬（予定）

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市こども未来局子育て推進部保育課
電話044-200-3128 FAX044-200-3933

地域型保育事業の主な認可基準について

参考資料1

		家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	保育所(参考)
			A型	B型	C型		
職員	職員数	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所の基準と同様	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者		保育士 ※保健師又は看護師等の特例あり(1人まで)
設備・面積	保育室等	0~2歳児 いずれも 3.3㎡/人	0歳・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0歳・1歳児 3.3㎡/人 2歳児 1.98㎡/人	0~2歳児 いずれも 3.3㎡/人	定員19名以下 小規模保育A型、B型の基準と同様	0歳・1歳 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳以上 保育室等 1.98㎡/人
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 調理室 調理員
実施数	施設数	23	22	9	6	4	349
	定員	102人	391人	154人	52人	93人	27,235人

※保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

川崎市家庭的保育事業実施施設一覧

平成30年4月現在

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢	給食提供	連携施設
おぼかた保育室	川崎区田町1丁目 産業道路駅から徒歩3分	276-2169	5	43日目～	有	大師保育園 だいの里保育園
ひより保育室	川崎区田町1丁目 産業道路駅から徒歩1分	090-4546-5957	5	5か月～	有	東門前保育園 中瀬新生保育園
ながた保育室	川崎区小田5丁目 東小田保育園から徒歩5分	333-8642	5	43日目～	有	東小田保育園 小田保育園
保育室さくらんぼ	幸区下平間 ふくじゅ保育園から徒歩2分	742-6554	5	5か月～	有	キディ古市場保育園 ふくじゅ保育園
相澤保育室	幸区神明町1丁目 河原町保育園から徒歩2分	511-1826	5	43日目～	有	河原町保育園 南河原保育園
石川満枝保育室	幸区戸手本町2丁目 つくし保育園から徒歩2分	541-9133	4	43日目～	有	つくし保育園 にじいろ保育園塚越
佐藤成代保育室	中原区上平間 下河原小学校裏	522-1901	5	6か月～	有	平間保育園 南平間保育園
家庭的保育室やまんち	中原区北谷町 長幼会玉川保育園から徒歩1分	533-2024	4	43日目～	有	長幼会玉川保育園 中丸子保育園
前田保育室	中原区市ノ坪 住吉中学校から徒歩6分	572-2834	3	5か月～	無	たんぼぼのはら保育園
おひさま保育室	中原区井田中ノ町 井田小学校から徒歩1分	777-7918	3	43日目～	有	すみよしのはら保育園
杉山保育室	高津区千年 たちばな中央保育園から徒歩5分	767-0522	3	43日目～	有	たちばな中央保育園
花の美保育室	高津区末長4-18-9	877-3401	5	5か月～	有	ちとせ山ゆり保育園 末長こぐま保育園
あゆみ保育室	宮前区土橋2丁目 土橋保育園から徒歩1分	856-6575	5	5か月～	有	土橋保育園 宮前平保育園
ひまわり鈴木保育室	宮前区有馬1丁目 西有馬おひさま保育園から徒歩2分	855-5804	4	43日目～	有	中有馬保育園 西有馬おひさま保育園
白石保育室	宮前区東有馬1丁目 寺台バス停から徒歩4分	767-0606	3	43日目～	有	馬絹保育園
のどか保育室	多摩区宿河原7丁目 久地駅から徒歩8分	822-6533	5	6か月～	有	ひばり保育園 ひばりっこくらぶ保育園
さくら保育室	多摩区中野島2丁目 ハグミー・ナーサリーから徒歩5分	932-1783	5	5か月～	有	ハグミー・ナーサリー 中野島フレンズ保育園
こころ保育室	多摩区菅北浦4丁目 西菅小学校から徒歩4分	946-1563	5	43日目～	有	菅保育園 なごみ保育園
みずしま保育室	麻生区百合丘1丁目 至誠館ゆりがおか保育園から徒歩5分	966-2003	4	43日目～	有	至誠館ゆりがおか保育園 高石保育園
家庭的保育室ふたば	麻生区万福寺6丁目 麻生警察署から徒歩3分	952-4110	4	5か月～	有	あさのみ保育園 木下の保育園新百合ヶ丘
元野保育室	麻生区早野393-1	988-9209	5	43日目～	有	はじめの一步保育園 上麻生保育園
野村保育室	麻生区片平5丁目 片平小学校から徒歩3分	980-4535	5	5か月～	有	柿生保育園 はるひ野保育園
小さき花保育室	麻生区百合丘3-21 8-104	090-4095-5841	5	5か月～	有	百合丘ルミナス保育園 保育園キディ百合丘